

# 「第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり業務委託」 企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、上小阿仁村食農観丸ごと推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり業務委託」に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

なお、本実施要領と協議会が公表したその他の資料との間に異なる点がある場合には、本実施要領に記載している内容を優先します。

## 2 業務内容

### (1) 業務名及び数量

「第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり業務委託」一式

### (2) 業務の仕様等

別添【資料2】「第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和元年11月29日（金）まで

### (4) 委託額の上限

1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 実施スケジュール

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| (1) 企画提案競技関係書類の交付   | 令和元年5月22日（水）から     |
| (2) 質問票の提出期限        | 令和元年5月28日（火）正午まで   |
| (3) 上記質問に対する回答      | 令和元年5月29日（水）       |
| (4) 企画提案書等提出期限      | 令和元年6月17日（月）正午まで   |
| (5) 審査会の開催（上小阿仁村役場） | 令和元年6月18日（火）10:00～ |
| (6) 審査結果の通知         | 令和元年6月19日（水）予定     |
| (7) 契約締結予定          | 令和元年6月19日（水）以降     |

## 4 事務局

秋田県北秋田地域振興局総務企画部地域企画課企画・観光振興班

住所 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中袋76-1

電話 0186-62-1251

FAX 0186-63-0496

メールアドレス Kitaakitasoumukikakubu@pref.akita.lg.jp

上小阿仁村産業課

住 所 〒018-4494 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118

電 話 0186-77-2223

F A X 0186-77-2227

メールアドレス sangyou@vill.kamikoani.lg.jp

## 5 書類の交付

企画提案競技関係書類は、次により交付します。

### (1) 交付期間

令和元年5月22日（水）から6月17日（月）正午まで

### (2) 交付場所

秋田県北秋田地域振興局総務企画部地域企画課及び上小阿仁村産業課

### (3) 交付書類

ア 企画提案競技実施要領

イ 仕様書

ウ 審査要領

### (4) その他

交付書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報」の「コンペ情報」及び上小阿仁村公式Webサイトの「入札情報」に掲載します。

## 6 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問を、「実施要領等に関する質問票」（様式3）により受け付けます。

### (1) 受付期間

令和元年5月22日（水）から5月28日（火）正午まで

### (2) 受付場所

秋田県北秋田地域振興局総務企画部地域企画課

### (3) 提出方法

電子メール（電話など電子メール以外の方法による質問は受け付けません。）

### (4) 回答方法

回答は、電子メールにより速やかに行うほか、質問及び回答の内容を秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報」の「コンペ情報」及び上小阿仁村公式Webサイトの「入札情報」に掲載します。

なお、質問は原文のまま掲載し、回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

## 7 参加資格要件

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件のすべてを満たす者となります。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者で、協議会の求めに応じて速やかに来庁し協議できる体制を整えている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日から事業者を選定する日まで、秋田県並びに上小阿仁村からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者
- (6) 過去3年以内にこの委託業務と同種、同程度の業務実績がある者

## 8 審査書類の作成及び提出

参加者は、次の(1)の審査書類を(2)の提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限までの必着とします。

### (1) 審査書類

ア 企画提案競技参加資格確認申請書（様式1）、

会社概要及び過去3年間の主なイベント運營業務等の実績（様式1・添付書類）

なお、この企画提案競技参加資格確認申請書に、虚偽の記載が判明した場合及び参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。

イ 企画提案書提出届（様式2）

ウ 企画提案書

(ア) 仕様書中2のイベントについて、本実施要領及び仕様書を踏まえ、次の事項について記載した企画を提案してください。

- ・業務を実施するに当たっての自社の基本的な考え方
- ・業務を実施するに当たっての誘客目標数

(イ) 企画提案書は、原則としてA4版、横書きで、枚数は15ページ以内（表紙・裏表紙を除く。）とします。

(ウ) 企画提案書には、図、表、その他必要な資料を添付してください。添付資料は、原則としてA4版としますが、A4版では字が見えないなどの理由がある場合は、A3版も可とします。

(エ) 委託業務を実施するための作業工程表と実施体制に関する資料を添付してください。

エ 見積書（様式任意）

本業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）とその積算内訳を明らかにした見積書（宛先は実行委員会会長）に、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入の上押印してください。

(2) 提出期限

令和元年6月17日（月）正午まで必着とします。

(3) 提出部数

- ア 企画提案書提出届 1部
- イ 企画提案書 正本1部、副本7部  
(うち1部は複製用としてクリップ等で留めてください。)
- ウ 見積書 正本1部、副本7部

(4) 提出に係る留意事項

- ア 提出できる企画提案は1案とします。
- イ 見積額が実施要領中の2の(4)の上限額を超えている場合は、審査の対象としません。
- ウ 一度提出した企画提案書は、これを書き替え、引き替え又は撤回することはできません。

## 9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定

(1) 企画提案競技の審査

【資料3】「第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり業務委託企画提案競技審査要領」に基づき、企画提案書について審査を行います。

(2) 審査日時

令和元年6月18日（火）（予定）

(3) 選定方法

「第9回大館・北秋ご当地グルメ秋まつり業務委託企画提案競技審査会」で、企画提案書、プレゼンテーション（説明20分、質疑5分）による審査を行います。総合的に評価し、審査員の協議により最も優れていると認められた第1順位者をこの委託業務の委託候補者として選定します。

なお、第1順位者の委託者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

(4) 留意事項

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外します。

- (ア) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- (イ) 関係者に対し工作等の不当な活動を行ったと認められる場合
- (ウ) この実施要領に定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和元年6月19日（水）（予定）に、各参加者へ電子メール及び書面により通知するほか、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報」の「コンペ情報」及び上小阿仁村公式Webサイトの「入札情報」に掲載します。

(6) 苦情の申し立て

参加資格の確認や選定結果、その他手続きに関して不服がある場合には、当該通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない）以内に契約担当者に対して書面により（様式は任意）申し立てることができます。

## 10 契約に関する事項

(1) 契約の相手

本実施要領中の9により選定された委託候補者と単独随意契約します。

(2) 企画提案内容と業務の関係

企画提案書に記載された事項は、この委託業務の契約時の仕様書の一部として扱うものとします。

委託契約に当たっては、審査会における意見を踏まえ、選定された委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行い、協議会と当該委託候補者双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

また、協議会と当該委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容の追加又は修正を行う場合があります。

(3) 次点の繰り上げ

選定された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった参加者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとします。

(4) 契約保証金

ア この委託業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則4号。以下「規則」という。）177条の規定を準用し、協議会に対し委託金額の10分の1に相当する額を契約保証金として支払っていただくか又はそれに代わる担保を提出していただきます。ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

イ 受託者が支払った契約保証金は、規則第179条の規定に準じて還付します。

## 11 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- (2) 参加者は、企画提案に当たっては競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、選定前に他の参加者に対し、企画提案等を意図的に開示してはいけません。
- (4) 参加者が連合し又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず又は企画提案競技の執行を延期し若しくは取り止める場合があります。

## 12 その他

- (1) 提出書類の取扱い
  - ア 参加者が協議会に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に属します。
  - イ 参加者が協議会に提出した書類は、返却しません。
- (2) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 企画提案内容に含まれる特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (4) 本業務の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者が負担してください。